

生活困窮者支援ニュースレター

障害年金制度 特集号

鳥取県社会福祉協議会
地域福祉部パーソナルサポート担当
TEL 0857-59-6332

①障害年金の基礎知識

1. 障害年金ってどんな制度？

…病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。しかし、申請が必要のため、受給要件を満たしていても受給に至っていない方がよくあります。

Point! 障害年金と障害者手帳は違う制度です。

「障害者手帳が2級だから、障害年金も2級」というものではありません。
障害者手帳と障害年金は異なる制度で、等級も連動していません。
例えば、慢性腎不全によって人工透析を行なっている人の障害者手帳は1級ですが、障害年金は2級になります。(もちろん、症状によっては障害者手帳と障害年金が同じ等級の人もいます)
また、そもそも手帳を持っていなくても障害年金の請求(申請)は可能です。
障害手帳の有無や病気やけがの種類ではなく、いかに日常生活に支障があるか、ということが認定の基準になります。

※ほとんどの病気やけがが対象です。

<対象となる傷病の例>

- ・うつ病、知的障害、発達障害、統合失調症、高次脳機能障害 等
- ・脳梗塞やクモ膜下出血などによる脳血管疾患の後遺症
- ・視力や視野、聴力が低下した
- ・心不全の症状または人工弁・ペースメーカーを装着した
- ・人工関節、人工骨頭を挿入置換した
- ・人工透析を受けている
- ・人工膀胱、人工肛門を造設している
- ・糖尿病とその合併症
- ・肝硬変など肝疾患
- ・すべてのがん
- ・難病 など

○障害年金の種類

…日本の公的年金制度は2階建の制度となっており、1階部分が「基礎年金(国民年金)」2階部分が「厚生年金、共済年金」となっています。障害年金も公的年金制度のひとつですので、『障害基礎年金』・『障害厚生年金』・『障害共済年金』(平成27年10月1日一元化により厚生年金に統一)の3種類に分かれています。

初診日(次ページで説明)の時点で国民年金にのみ加入していた場合は障害基礎年金のみになりますが、厚生年金や共済組合に加入していた場合は、同時に国民年金にも加入していることになり、障害の程度が1級又は2級に該当すれば、障害基礎年金と合わせて障害厚生年金や障害共済年金も同時に受給できます。ただし、3級の場合、障害基礎年金は支給されず、障害厚生年金のみが支給されます。

障害年金支給額(2020年度)

	1級	2級	3級	障害手当金
障害厚生年金	報酬比例の年金額×1.25 + 配偶者加給年金 224,900円	報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金 224,900円	報酬比例の年金額 最低保証額 586,300円	一時金 最低保証額 1,172,600円
障害基礎年金	977,125円 + 子の加算 2人まで 224,900円 3人目以降 7,500円	781,700円 + 子の加算 2人まで 224,900円 3人目以降 7,500円		

○障害手当金とは

…初診日から5年以内に症状が固定し、その日において障害厚生年金が支給されない程度の軽度の障害状態にある場合、一時金として支給されます。

※報酬比例の年金額は、加入者の報酬と加入期間を基に算定されます。(300月未満は300月)

※配偶者の加給年金、子の加算には該当要件があります。

2. 受給資格 <障害年金受給の3要件> …以下の要件を満たしているときに、障害年金の受給資格を得ます。

(1)初診日要件

…国民年金に加入している間に、原因となった病気やケガについて初めて医師の診療を受けた日(初診日)があること。
20歳(国民年金加入資格発生前)までに初診日がある方も対象となります(このような場合、**20歳前障害**と言います。)

◎初診日が何時なのか、特定できる(証明できる)書類(**受診状況等証明書**)が必要になります。

◎**知的障害(精神遅滞)**の場合、先天性または出生後の早い時期に何らかの原因で生じる障害なので**証明書は不要**です。

Point! 初診日=確定診断を受けた日 ではありません。

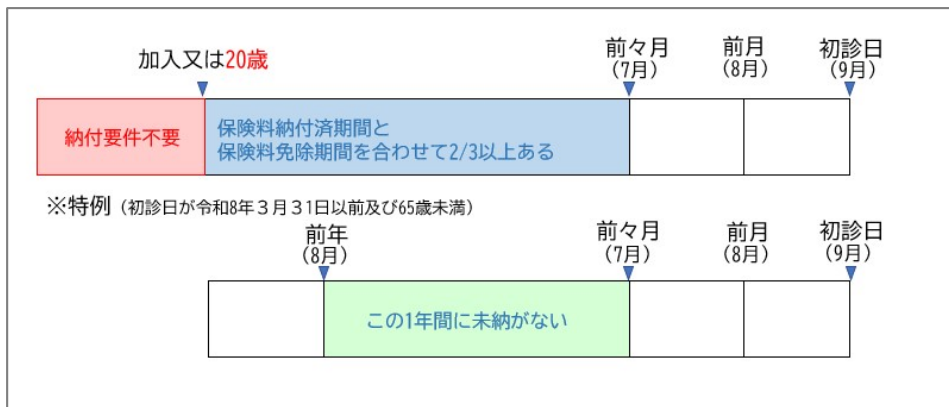
〈例〉指が痛くて整形外科に行って、その後にリウマチ科で関節リウマチと診断を受けた。
⇒リウマチ科が初診日ではなく、**整形外科が初診日**になります。

(2)保険料納付要件 …下記のいずれかを満たしている必要があります。

- ① **初診日の前日時点で、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間について、加入期間の2/3以上保険料を納めていること。**
(保険料免除を行っている場合、免除されている間も納付期間に含めます。)
- ② (①を満たさない場合) **初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に、保険料納付済期間と保険料免除期間以外の期間がないこと。**
(特例措置: 令和8年3月31日までに初診日があり、かつ初診日に65歳以上でない場合に適用。)

※**20歳前に初診日がある人については、保険料納付要件は問われません。**

保険料納付期間のイメージ (初診日の前日が9月にある場合)



- ・保険料を納めていたかどうかは年金事務所あるいは市役所で確認できます。
- ・初診日を過ぎてから保険料を支払ったり、初診日を過ぎてから免除手続をしている場合は認められません。
- ・免除手続を行っていても、部分免除の場合、自己負担部分を納付していない場合は認められません。

(3)障害状態該当要件

…初診日から1年6カ月を経過後(障害認定日)における状態が、障害認定基準に該当していること。

◎障害の程度の判断をする基準となる日を**障害認定日**と呼び、認定日から障害年金を請求することができます。

原則として、**病気やけが等による初診日から1年6カ月後**が認定日となりますが、**1年6カ月以内にその傷病が治ったとき(その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った時を含む。)**は、その日が障害認定日になります。また、例外として、**肢体の切断や人工透析など、一部の医療処置(手術等)を行った場合など、1年6カ月を待たずに障害年金を請求できる場合**もあります。

※20日前障害の場合、初診から1年6か月経過した日に20歳未満の場合、20歳に達した日が障害認定日となります。
(ただし、初診日が20歳前であっても初診から1年6か月経過した日に20歳を過ぎていた場合は、その日が障害認定日となります)

◎1年6か月経過した時点では障害等級に該当しなかったが、その後状態が悪化し、65歳の誕生日の前々日までに障害状態に該当した場合、その診断を受けた日から障害年金を請求できます。これを事後重症といいます。

<障害認定基準について>

…障害や病気によって、本人がどのような状態のときに障害年金の対象になるかを示した『障害認定基準』が定められています。本人の日常生活能力や、就労能力などに応じて1級～3級の段階(1級…重度)で定められており、本人の状態が認定基準に該当する場合に障害年金を受給することができます。

※障害基礎年金の場合、1級・2級に認定された場合が支給対象となります。(3級は、障害厚生年金のみ支給されます)

詳細は日本年金機構のホームページに、障害の種類ごとに掲載されています。

○ホームページアドレス <https://www.nenkin.go.jp/index.html>
(トップページ⇒障害年金の制度⇒障害認定基準)

②申請手続きについて

<申請手続きの流れ>

- ① 確認事項 発症時期・初診日の確定、認定日における障害の状態と現在の状態の確認、保険料納付要件の確認。
- ② 『受診状況等証明書』を取得する。
※生来性の知的障害の場合、及び初診から請求まで同じ病院の場合には不要。
- ③ 『診断書』を医師に依頼する。
- ④ 『病歴・就労状況等申立書』を作成する。
- ⑤ その他書類を作成する。(年金生活者支援給付金請求書、年金受給選択申出書など)
- ⑥ 添付書類を揃える。(手帳の写し、通帳の写し、謄本、住民票、マイナンバー等)
- ⑦ 年金請求書を提出する。
↓ (約3か月～3か月半)
決定通知書が届きます。(決定に不服がある場合、決定通知から3か月以内に審査請求)

○請求先 障害厚生年金…年金事務所 障害基礎年金…市役所・役場

- ① まずは受給資格を満たしているか、受給の3要件について確認します。
- ② 「受診状況等証明書」は、初診日を証明する書類になります。初診の際に受診した医療機関へ作成を依頼します。
- ③ 「診断書」は、本人の状況が、障害等級に該当することを医師により証明してもらうための書類です。診察を受けている医療機関へ作成を依頼します。
- ④ 「病歴・就労状況等申立書」は、御本人が発病から初診日までの経過や、現在までの受診状況および生活状況、就労状況等について記載する書類です。御自身で作成して申告できる唯一の参考資料になります。
- ⑤⑥ その他公的書類や現在の年金受給状況等に応じた必要書類を揃えます。
住民票や謄本など、公的書類には発行日からの有効期間がありますので、他の書類が揃った後に取得された方が良いでしょう。
- ⑦ 請求書を提出後、審査を経て(3カ月～3カ月半程度かかります)、決定通知が届きます。
認定が下りず不支給となった場合、不支給決定通知書が届きます。決定に不服がある場合、決定通知から3カ月以内に、再審査請求を行うことが可能です。

◎再審査請求は、「提出した書類について再審査を依頼する」ものですので、書類を出しなおすことはできません。
もし、診断書が軽く書かれていた、などの場合には、新たに請求をやり直す「再請求」を行います。
※再請求に期限はありませんが、再度書類一式を整える必要があります。
また、再審査請求と再請求は並行して行うことができます。

◎「診断書」について

①どの時点の診断書を添付するか

…どの時点の診断書が必要かについては、どの時点からの年金を請求するのかによって異なります。

(1)障害認定日(初診から1年6カ月後)からの年金を請求する場合

- …**障害認定日から3カ月以内**に受診した時の診断書を添付します。
この場合、障害認定日から1年以内に請求手続きを行う必要があります。

(2)事後重症日からの年金を請求する場合

- …障害認定日の時点では障害の状態が軽く受給要件に該当しなかったが、その後状態が悪化し認定に該当した場合、その診断を受けた日以降の障害年金について請求することができます。
この場合、**請求日から3カ月以内**の診断書を添付します。

(3)遡及請求(本来請求)を行う場合

- …障害認定日の時点で受給要件に該当していたにもかかわらず、障害年金制度を知らなかったなど、何らかの理由で1年以内に障害年金の請求をしていなかった場合、障害認定日から現在までの障害年金を遡って請求する方法です。
この場合、**障害認定日から3カ月以内**に受診した時の診断書と、**請求日から3ヶ月以内**の診断書の**2枚**を添付します。

※障害認定日の頃に通院していない、長期間経過し病院に記録が残っていないなど、障害認定日から3カ月以内の診断書が取れない場合、遡及請求についての認定は困難です。

Point! 遡及請求はできる限り早く行いましょう。

- …遡及請求を行う場合、必要書類さえ揃えば何年前でも遡って請求することは可能です。
しかし、**年金支給には時効要件があり、最長でも5年前までの年金分しか遡って支給されません。**
(受給権としては認められますが、5年より前の未支給年金は消滅し支給されません。)
また、障害認定日から3カ月以内の診断書が必要ですが、**医師法によるカルテの保存期間は5年間**ですので、できるだけ早く手続きを行いましょう。

②診断書の記載事項について

- …診断書は医師にしか作成することができません。内容は、治療経過や臨床所見などが中心ですが、**日常生活動作や生活能力、労働能力など、本人でなければ適切な把握が困難な項目も含まれています。**
障害年金の診断書について経験や知識がある医師の場合、診断書がどのようにみられているかを理解したうえで、本人に確認をとるなどしながら記載されますが、そうでない場合、本人の状況が適切に反映されないこともあります。

★**障害年金の受給可否の大部分は、診断書で決まります。**

診断書の作成依頼の際には、日常生活についての支障、家族等の援助、本人の症状、また就労している場合は、就労において制限されていること、業務内容等考慮されていること、援助されていること等について、御本人から医師に伝えていくことが大切です!

Point! 医師に適切に伝えるための支援

- …うつ病や精神障害の方、高齢者の方など、「自分の症状をきちんと言葉にできない」、あるいは「(実際には生活上支障があっても)自分自身で不自由さを感じていない」等の理由により、医師に対し本人の状態が適切に伝わっていないことがよくあります。
そのため、御本人でうまく説明できるか不安な場合は、支援されている家族や関係者など、**医師に対し周囲からも十分に伝えていく**ことが大切です。
また、御本人が受診される際に、日常の生活ぶりについて関係者でメモしたものを持たせたり、あるいは御家族や支援関係者と同席で受信するなど、医師に適切に伝えるための対応が重要になってきます。

◎「病歴・就労状況等申立書」について

- …「病歴・就労状況申立書」は、**御自身で作成して申告できる唯一の参考資料**になります。
自分の障害状態を自己評価し、生活の困難さをアピールできるのは、この申立書以外にないので、発病から現在までの病状・治療の流れ、日常生活の様子などについてできるだけ具体的に記入する必要があります。
ただし、**診断書との整合性が求められますので、その点については細心の注意を払う必要があります。**
記載にあたっての説明は、**日本年金機構のホームページに記載要領が掲載されています**ので、そちらをご覧ください。

③相談支援を行う上での留意点

◎これまでの経緯、傷病、就労状況等について、できるだけ詳しく聴きましょう

- ・障害年金受給にあたっては、初診日が特に需要になります。御本人のお話を伺ってみると、御本人で初診日と思っている日より、実際には前だった、ということがよくあります。そのため、直接の傷病等のみでなく、これまで他に病気をされたことは無いか、入院歴等は無いか、なども確認が必要です。
- ・障害年金以外にも使える社会保障制度があることもよくあります。特に、病気等によって働けなくなった方からの相談では、**傷病手当**を受けていないことがよくあります。**傷病手当は退職後でも請求できる場合がありますが、2年で時効となります。**
- ・傷病手当を受けている方が障害年金を受給した場合、障害年金が優先されます。
(障害年金の額より傷病手当の額が多い場合、その差額分のみ傷病手当として支給されます)
そのため、傷病手当を受けている間**(最長1年6月)**は障害年金の手続きを取られない方がおられますが、**障害年金の受給手続きを始めてから初回支給まで約半年程度**はかかりますので、収入が絶えないよう申請時期を検討する必要があります。
- ・他の病気や障害等を併せて抱えておられることがあります。病気や障害によっては、障害年金の認定を受けやすいものもありますし、また他の病気等との組み合わせで等級があがる場合もあります。

Point! 傷病手当は退職後でも請求できる場合があります。

…傷病等により退職し、その後も仕事ができない状況が続いている場合、支給要件を満たしていれば、退職後であっても傷病手当の請求が可能です。

- ①資格喪失日の前日まで被保険者期間が継続して1年以上あること(1年以上同じ職場で働き続けていること)
- ②資格喪失日の前日に、現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であること。
(傷病手当の支給条件) ・業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
・仕事に就くことができない状態であること
・連続する3日間を含み、4日以上仕事に就けなかったこと

※ただし、退職後一旦仕事に就き、その後再度仕事に就くことができない状態になった場合、傷病手当金は支給されません。

◎御本人のみでなく、御家族の様子も確認しましょう

- ・御家族の様子を聞いていくと、相談者よりも御家族の方が重度の状態、障害年金の受給が見込まれることもあります。
- ・配偶者が厚生年金の加給年金を受けておられる場合、御本人が障害年金を受給した場合には**加給が停止されます**ので、御本人だけでなく御家族にも理解しておいていただく必要があります。

○よくある質問

Q 所得制限はありますか？

- ・障害基礎年金の場合、20歳前障害の場合を除き、特に収入制限はありません。
(20歳前障害の場合、世帯所得による収入制限があります)
- ・障害厚生年金については所得制限はありません。

Q 親の所得による制限はありますか？

- ・20歳前障害の場合を除き、親の収入等は問いません。

Q 認定後の年金保険料について

- ・障害基礎年金の場合、年金受給後は保険料納付が法定免除となります。(要申請)
障害の程度が軽くなり、3級の認定となった場合、年金は支給停止となりますが、法定免除は継続できます。
- ・ただし、法定免除を受けている期間は、老齢基礎年金の納付期間としては減算されますので、任意で保険料納付を行うこともできます。
- ・障害厚生年金の場合、年金受給後も(第2号被保険者として)働き続ける場合、年金保険料を納付することになります。
※保険料納付期間は老齢厚生年金に反映されます。

Q 年金が支給停止で止まっています。もう一度最初から手続きですよね？

- ・受給権者支給停止事由消滅届」と診断書程度の書類で、初回請求よりも簡易な手続きで行うことができます。

Q 働いたら年金は止まりますか？

- ・精神障害の方などからよくある相談ですが、次回更新までは、自分から年金支給停止を申し出ない限り、支給停止にはなりません。また、働いているということだけで等級が下がるわけではありません。更新時の提出書類に、働くにあたってどのような制限があるか、どのような支援を受けながら働いているかを適切に記載することが重要です。